

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月四日

厚生労働大臣　後藤　茂之

本則を次のように改める。

特掲診療料の施設基準等

第一 届出の通則

一 保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）

（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二 保険医療機関等は、届出を行つた後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合

(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

四 粒子線治療の施設基準等

(1) 粒子線治療の施設基準

イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2) 粒子線治療の注1に規定する患者

別表第十一の四に掲げる患者

五 粒子線治療適応判定加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が二名以上配置されていること。

(2) 当該治療の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。

六 粒子線治療医学管理加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が二名以上配置されていること。

血球減少の患者

血液凝固異常の患者

出血傾向のある患者

敗血症の患者

神経障害の患者

B M I が三十五以上の患者

別表第十一の三 強度変調放射線治療（I M R T）の対象患者

限局性の固形悪性腫瘍の患者

別表第十一の四 粒子線治療の注¹に規定する対象患者

小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る。）の患者

手術による根治的な治療が困難な骨軟部腫瘍の患者

頭頸部悪性腫瘍（口腔^{くちこう}・咽喉頭^{げんのうとう}の扁平上皮癌を除く。）の患者

手術による根治的な治療が困難な肝細胞癌（長径四センチメートル以上のものに限る。）の患者

手術による根治的な治療が困難な肝内胆管癌の患者

手術による根治的な治療が困難な局所進行性膀胱癌の患者

手術による根治的な治療が困難な局所大腸癌（手術後に再発したものに限る。）の患者

手術による根治的な治療が困難な局所進行性子宮頸部腺癌の患者

限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）の患者

別表第十二 介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術

及び麻酔

一 算定できない検査

- (1) 検体検査（医科点数表区分番号D007の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号D026の4に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号D419の3に掲げる動脈血採取であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
- (2) 呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号D208に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号D209に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注に掲げるも又は負荷心電図検査の注1に掲げるものであつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。）
- (3) 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験
- (4) (1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査